

アメリカ刑事法の調査研究 (153)

米 国 刑 事 法 研 究 会
(代表 堤 和 通)*

Hurst v. Florida, 577 U.S. ___, 136 S.Ct. 616 (2016)

山 田 峻 悠**

第6修正は死刑を科すために必要な事実を陪審が認定するように求めており、陪審による判断が単に勧告にとどまるのであれば、この第6修正の要請を十分に充たすものではないとされた事例。

《事実の概要》

1998年に、本件の被害者の遺体が、勤め先であるレストランの冷凍庫から発見された。被害者の遺体は手足を縛られ、猿ぐつわをされ、60か所以上の刺し傷がみられた。また、レストランの金庫からは数百ドルが奪われていた。フロリダ州政府は被害者の同僚であった本件申請人である Hurst を謀殺の罪で告発し、陪審は Hurst に対して第1級謀殺で有罪の評決をした。

フロリダ州において第1級謀殺は死刑に処される可能性のある重罪であるが、同州法上、別個の量刑手続きにおいて裁判官が被告人に死刑を科すという認定を行わない限り、仮釈放のつかない終身刑が科されることにな

* 所員・中央大学総合政策学部教授

** 中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程在学中

っていた。フロリダ州の死刑の量刑手続きは、陪審が勧告的評決 (advisory verdict) を行うが、最終的に量刑を行うのは裁判官であるという混合型の制度であった。この手続きでは、まず裁判官が陪審の面前で証拠調べを行った後、陪審は死刑か終身刑 (life) のいずれかの量刑を勧告 (advisory sentence) する。次に、裁判官は独自に加重事由と減軽事由を認定し、最終的に死刑か終身刑のいずれかの量刑判断を行う。この際、裁判官は陪審の勧告的評決を尊重しなければならない (give great weight) が、この勧告に拘束されることはない。陪審の勧告的評決はその評決の根拠となった事実を明示しなくともよいが、裁判所が死刑を科す場合、死刑の量刑を行う基礎となった事実の認定を明示しなればならなかった。

このような量刑手続きの下で、Hurst は死刑を量定されたが、フロリダ州 Supreme Court は、陪審による勧告的評決の第6修正適合性という争点とは関連性のない理由に基づいて Hurst の量刑を無効とした。

2012年に行われた再度の量刑審理において量刑裁判官は、本件謀殺が凶悪・非道・残虐 (heinous, atrocious, cruel) であったか、あるいは、強盗の過程で謀殺がなされたかといういずれかの加重事由が合理的な疑いを容れない程度に存在していると認定された場合にのみ死刑を勧告することができるかと陪審説示を行った。陪審は死刑を勧告し、量刑裁判官は謀殺行為の凶悪性及び重罪遂行中の謀殺の存在を認める独自の認定に基づいて死刑を言い渡した。

Hurst は、第6修正は、死刑を科すために必要な加重事由を陪審が認定するよう求めているとした *Ring* に照らして、フロリダ州の量刑制度は第6修正に違反すると主張したが、フロリダ州 Supreme Court は、先例 (Hildwin v. Florida, 490 U.S. 638 (1989); Spaziano v. Florida, 468 U.S. 447 (1984)) において同州の死刑制度が繰り返し容認されてきたことを理由にして Hurst の申立てを退けた。合衆国最高裁判所は、フロリダ州の死刑の量刑制度が *Ring* に照らして第6修正に違反するかを判断するためにサーシオレイライを認容した。

《判旨・法廷意見》

破棄・差戻し

1. ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見

当法廷は、フロリダ州の死刑の量刑制度を違憲と判示する。第6修正は、死刑を科すために必要な各事実について、裁判官ではなく、陪審が認定することを要件としている。陪審の認定が単なる勧告にとどまる場合この第6修正の要請を十分に満たしているとはいえない。

(1) 第6修正上の権利は、デュー・プロセス条項と組み合わさって、犯罪の各構成要素を合理的な疑いを容れない程度に陪審が認定することを要件としている。*Apprendi* (*Apprendi v. New Jersey*, 530 U.S. 466 (2000))において、当法廷は、陪審の有罪評決のみに基づいて科すことのできる刑の上限を引き上げる事実はずべて、陪審が認定しなければならない犯罪の構成要素にあたと判示した。*Apprendi* 以後、当法廷は死刑事件を含む様々な手続きにこの *Apprendi* 原則を適用してきた。

Ring (*Ring v. Arizona*, 536 U.S. 584 (2002))において、当法廷は、アリゾナ州法の下で被告人に死刑を科すために必要な事実の認定を裁判官が行うことが許されていたことを理由として、アリゾナ州の死刑の量刑手続きは *Apprendi* 原則に違反すると結論付けた。同州の陪審は、被告人に対して死刑に処される可能性のある重罪遂行中の謀殺の罪で有罪の評決を下した。アリゾナ州法の下では、この陪審の有罪評決とは別に、量刑手続きにおいて少なくとも一つの加重事由を裁判官が認定しない限り、被告人に死刑を科すことはできなかった。量刑裁判官はこの手続きに従い、加重事由を認定し、被告人に死刑を言い渡した。当法廷は、裁判官の加重事由の認定がなければ、被告人が受ける刑の上限は終身刑であったため、この加重事由が認定されることにより、被告人には陪審評決のみに基づいて科すことのできる刑を引き上げて刑罰が科されることになるのだと結論付けた。したがって、被告人に対する死刑の量刑は、科される刑罰を支える事実の認定を陪審に行わせる権利を侵害したことになる。

Ring における当法廷の分析はフロリダ州の死刑の量定制度にもあてはまる。*Ring* の判断が下された当時のアリゾナ州と同様に、フロリダ州は、死刑を科すために必要とされる決定的に重要な事実の認定を陪審ではなく、むしろ、裁判官が行うことを要件としていた。フロリダ州の制度は、アリゾナ州の制度にはなかった、陪審による勧告的評決（advisory jury verdict）を取り入れるものであったが、当法廷はこのような差異は重要ではないことを示唆してきた。というのも、フロリダ州において、陪審は量刑を勧告するが、具体的に減軽事由もしくは加重事由の認定を行うことはなく、さらに、この勧告は公判裁判官を拘束するものではないためである。フロリダ州の公判裁判所がこれら事実の認定において陪審の認定から得られる助力はアリゾナ州のものと同様なのである。

Ring の場合と同様に、裁判官による事実の認定がない場合に、*Hurst* に対して科される刑の上限は仮釈放なしの終身刑であり、裁判官は独自の認定に基づいて *Hurst* に科される刑の上限を引き上げたのである。*Ring* に照らして、当法廷は *Hurst* に対する量刑は第6修正に違反すると判示する。

(2) フロリダ州政府は、*Ring* の判示自体を争うことはなかったが、以下のような三つの論拠から *Hurst* に対する量刑が合憲であると主張するが、いずれの主張も妥当ではない。

第一に、フロリダ州政府は、本件で陪審が行った死刑の勧告的評決には加重事由の認定が含まれており、この陪審による加重事由の認定に基づき死刑を科しているから、*Ring* の要請を充たしていると主張する。また、フロリダ州政府は、フロリダ州法が裁判官に加重事由の認定を求めているのは、単に被告人にさらなる保護（additional protection）を提供しているにすぎないとする。しかし、この主張は、フロリダ州法の下で裁判官が果たす中心的で唯一の役割を正しく認識できていない。同州法の下では、被告人を死刑に科すという裁判官の認定が行われた場合に限り、被告人に死刑相応性（eligible for death）を認めることができ、陪審の役割は助言的なものにとどまっている。したがって、陪審による助言的勧告（ad-

visory recommendation) を、*Ring* で要件とされた死刑を科すために不可欠な認定として扱うことはできない。

第二に、フロリダ州政府は、*Hurst* の弁護人が加重事由の存在を様々な場面で認めていることを指摘し、このような被告人側が承認した事実についてまで陪審が認定することを *Ring* は求めていないと主張する。この際、フロリダ州政府は、*Blakely* (*Blakely v. Washington*, 542 U.S. 296 (2004)) に依拠した。同事件において、当法廷は、*Apprendi* の下で、裁判官は陪審の有罪評決に反映された事実もしくは被告人が承認した事実に基づいて、刑を科すことができると判示した。とはいえ、*Blakely* は *Apprendi* 原則を有罪答弁で承認された事実に応用した事例であり、有罪答弁では、被告人は陪審裁判を受ける権利を必然的に放棄したことになる。フロリダ州政府は、*Hurst* が加重事由を承認したことがなぜ同じように陪審裁判を受ける権利を放棄したことになるのかについて何ら説明していない。さらに、フロリダ州政府が主張するように、そもそも *Hurst* 側が加重事由を承認していたとはいえ、せいぜいいても、弁護人が公判裁判官の事実の認定に異議を申し立てていなかっただけである。したがって、フロリダ州の主張は妥当ではない。

第三に、フロリダ州政府は、当法廷が *Spaziano* と *Hildwin* においてフロリダ州の死刑の量刑制度を維持してきたことから、先例拘束の原則により、フロリダ州の量刑制度を維持しなければならないと主張する。しかし、当法廷は、ある先例を破棄する必要性と優位性 (necessity and propriety) が証明された場合にはその先例を変更してきた。*Apprendi* 原則と矛盾する *Spaziano* と *Hildwin* の論理は、その後の時代の変化や判例により失われており、したがって、死刑を科すのに必要な加重事由について、陪審の認定とは別に、量刑裁判官が独自に認定することを許している限りにおいて、これらの先例を明示的に変更する。

最後に、当法廷は、本件の瑕疵が無害 (harmless) であるというフロリダ州政府の主張については、この争点が原則的に下級裁判所の判断事項であるため、立ち入らないことにする。

第6修正上の権利は、フロリダ州に、裁判官ではなく、陪審の評決に基づいて、Hurstに死刑を科すことを求めている。フロリダ州の死刑の量刑制度は、裁判官にのみ加重事由の認定を求めるものであり、したがって、違憲である。フロリダ州 Supreme Court の判断を破棄し、差し戻す。

2. プライヤー裁判官の結論賛成意見

私は、法廷意見が依拠した第6修正ではなく、第8修正が被告人に死刑を科すか否かを陪審に判断するように求めていると考える。というのも、正当化しえないような死刑が科される危険は、死刑を科すという判断が単独の裁判官ではなく、陪審により行われたい限り回避できないためである。本件においてHurstに対して死刑を量刑したのは実際には陪審であったという主張はなされておらず、したがって、法廷意見の結論に参加する。

3. アリトー裁判官の反対意見

法廷意見は、*Hildwin* と *Spaziano* を変更し、第6修正は、死刑を科すのに必要な事実の認定を陪審により行わせることを要件とするとし、フロリダ州の死刑の量刑制度を違憲とした。私はこの判断に反対する。

(1) 第一に、私は、法廷意見が依拠した先例、とりわけ、*Ring* (*Ring v. Arizona*, 536 U.S. 584 (2002)) を再検討するべきであったと考える。というのも、これらの先例は、陪審の有罪評決によって被告人に科すことのできる刑の上限を引き上げる事実は、陪審により認定されなければならない犯罪の構成要素にあたるという原理に基づくものであったが、この原理が陪審裁判を受ける権利の本来の理解と一致するものであるかは疑わしいためである。

第二に、たとえ *Ring* が正しいと仮定した場合であっても、私は *Ring* を本件に拡張するべきではないと考える。というのも、*Ring* において争点となったアリゾナ州の量刑制度は本件で争点となったフロリダ州の手続きとは全く異なるものであるためである。アリゾナ州の死刑の量刑手続きに

において、陪審は死刑相応性の要件とされる加重事由や減軽事由の認定を行うように求められておらず、したがって、陪審はこの手続きにおいて何ら役割を果たしていなかった。

一方で、フロリダ州においては、陪審は死刑を科すために必要な事実に関しての、最初の、かつ、主たる判断者 (the initial and primary adjudicator of the factors bearing on the death penalty) であった。フロリダ州の陪審は、有罪の評決を行った後の別個の量刑手続きにおいて、一つ以上の加重事由が合理的な疑いを容れない程度に証明されていると認定し、加重事由と減軽事由を衡量した後で、死刑を勧告することができる。この陪審の勧告的評決を受けて、公判裁判所は、実際のな面でみれば、審査機能 (reviewing function) に相当する手続きを履践するが、これは陪審によりすでに行われた手続きをなぞっているにすぎない。また、裁判官は、陪審の勧告的評決とは異なる量刑を行うことができるが、裁判官は陪審の勧告を尊重しなければならない (accord great weight) とされており、過去15年以上、陪審の終身刑の評決が裁判官により変更されたことはなかった。

このようにフロリダ州の量刑制度の下では陪審は決定的に重要な役割を果たしており、*Ring* に照らしたとしても、フロリダ州の手続きが第6修正に違反するとはいえない。

(2) 最後に、たとえ本件において憲法違反があるとしても、私は、その瑕疵が無害 (harmless) であると判断するべきだと考える。法廷意見は、本件の瑕疵が申請人に害を与えているという論拠を示しておらず、また、もし加重事由の認定が死刑を科すための要件であるという説示を陪審が受けていたならば加重事由が認定されることはなかっただろうという申請人の主張も、本件において加重事由の存在を示す証拠が圧倒的なものであることに照らせば、受け入れられない。

《解説》

1 アメリカ合衆国では、*Furman* (*Furman v. Georgia*, 408 U.S. 238 (1972)) において量刑判断者による「気まぐれで恣意的な死刑の量定」は第8修正

に違反すると判示されて以降、死刑を存置する諸州は、恣意的ではない、一貫した死刑の量定がなされるように死刑の量刑制度を改革してきた。*Furman* 以後の判例¹⁾では第8修正の観点からこれら州の立法府のアプローチが精査され、現在多くの州では、量刑手続きにおいて、少なくとも一つの加重事由の存在を認定し、その後、加重事由と減刑事由とを比較較量して、加重事由が減刑事由を凌駕していると判断されたときに死刑を言い渡すことができるという仕組みを採用している。

このような量刑手続きの改革の流れの中、次に第8修正ではなく、第6修正の観点から死刑の量刑制度が問題とされていくようになった。すなわち、誰がこれら加重事由の認定を行うべきかという問題である。第6修正の陪審裁判を受ける権利は、科刑の根拠となる犯罪の構成要素すべてについて陪審に認定するように求めている。死刑を量定するか否かは伝統的に量刑手続きにおける裁判官の裁量に委ねられてきたが、上述したような死刑の量定制度では、加重事由の存在が認定されなければ、死刑を科すことはできないため、加重事由を最高刑を死刑とする別の犯罪の構成要素とみることでもできる。したがって、第6修正の要請により、裁判官ではなく、陪審がこの加重事由について認定しなければならないと主張されるようになり、後述するように *Ring* (*Ring v. Arizona*, 536 U.S. 584 (2002))²⁾ではこの主張が認められたのである。

本件で争点とされたフロリダ州の死刑の量刑手続きは、まず陪審が死刑か終身刑のいずれであるかについて勧告的評決を行い、その後裁判官独自の認定に基づき最終的に死刑を科すべきか否かを判断するという陪審と裁判官の両者がかかわる制度であった³⁾。重要な点は、加重事由の存否に関

1) See, e.g., *Gregg v. Georgia*, 428 U.S. 153 (1976); *Proffitt v. Florida*, 428 U.S. 242 (1976); *Roberts v. Louisiana*, 431 U.S. 633 (1977); *Lockett v. Ohio*, 438 U.S. 586 (1978); *Kansas v. Marsh*, 548 U.S. 163 (2006).

2) *Ring* については、椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向V』（中央大学出版部、2016年）417頁（第37事件 小木曾綾担当）、岩田太・アメリカ法2003年1号210頁（2003年）参照。

3) さらに勧告的評決を行う場合、罪責の有無の認定手続きとは異なり、陪審は

する最終判断者は裁判官であるが、陪審が勧告的評決という形でこの認定にかかわっているという点である。本件では、陪審評決が勧告的なものにとどまる場合に第6修正の要請を充たすことができるか否かが問題とされたのである。

2 先例である *Spaziano* (*Spaziano v. Florida*, 468 U.S. 447 (1984))⁴⁾ と *Hildwin* (*Hildwin v. Florida*, 490 U.S. 638 (1989)) ではフロリダ州の死刑の量刑制度は第6修正に反しないと判示されていた。これらの事件において合衆国最高裁判所は、第6修正の陪審裁判を受ける権利は死刑の量刑手続きにおいては保障されないこと、及び、フロリダ州の制度における加重事由は、陪審による認定が要件とされる“犯罪の構成要素 (element of crime)”ではなく、量刑段階においてのみ機能する量刑事情 (sentencing factor) にあたることを理由として、第6修正違反の主張を退けていた。この理由付けは他州の死刑の量刑制度に関する判断にもあてはめられていった。*Walton* (*Walton v. Arizona*, 497 U.S. 639 (1990))⁵⁾ では、法定刑に死刑の定めのある第1級謀殺の罪で陪審が有罪の評決を下した後、裁判官単独で量刑手続きにおいて加重事由の認定を行い、死刑の量定を行うというアリゾナ州の死刑の量刑手続きが第6修正に違反しないかが争われたが、合衆国最高裁判所は、*Spaziano* 及び *Hildwin* を引用し、加重事由が量刑事情であることを理由にアリゾナ州の制度を合憲とした。

一方で、合衆国最高裁判所は *Walton* 以降、第6修正は量刑手続きには及ばないとするこれら一連の判例の流れとは異なる判断を示していった。量刑手続きにおいても第6修正の保障は及びうとする立場が採用された

全員一致である必要はなく、過半数で足りるとされていた。このように陪審が助言的な役割を果たすだけの手続きが採用されていた背景には、伝統的に量刑の判断者は裁判官であると認識されてきたことが関連するように思われる。

See, e.g., G. Slobogin, *The Death Penalty in Florida*, 1 *Elon L. Rev.* 17, 47 (2009).

- 4) *Spaziano* については、椎橋・前掲注2), 377頁 (第32事件 安井哲章担当) 参照。
- 5) *Walton* については、椎橋・前掲注2), 399頁 (第35事件 松田龍彦担当) 参照。

Apprendi (*Apprendi v. New Jersey*, 530 U.S. 466 (2000))⁶⁾では、量刑手続きにおいて人種差別的な動機に基づいて犯罪を行ったという加重事由の裁判官による認定に基づき、刑の上限が引き上げられたことが第6修正に反しないかが争われた。政府側は、この加重事由は法律上量刑事情とされており、したがって、先例に照らせば、第6修正の保障は及ばないと主張した。法廷意見はこの主張を退け、第6修正が保障されるか否かを判断するうえで、重要な問いは、形式ではなく、どのような作用を有するかであるとした。そして、政府がある事実の認定に基づき、被告人に課される刑の上限を引き上げる場合、その事実によつてどのようなレッテルがはられているかにかかわらず、その事実は陪審により、合理的な疑いを容れない程度に認定されなければならないとし、争点とされた加重事由を裁判官が認定することを許容している点で合衆国最高裁判所は第6修正違反を認めた。

この *Apprendi* 原則と *Walton* までの先例は矛盾するように見えるが、*Apprendi* において合衆国最高裁判所は *Walton* を変更することはしなかった。というのも、*Apprendi* の法廷意見によれば、アリゾナ州において第1級謀殺の法定刑には死刑が含まれており、規定の形式からすると、第1級謀殺の有罪評決のみで被告人に死刑を科すことは可能であったためである。しかし、アリゾナ州の死刑の量刑制度が再び争われた *Ring* において、合衆国最高裁判所は *Apprendi* の法廷意見による *Walton* の解釈を否定し、*Walton* を変更することになった。合衆国最高裁判所は、アリゾナ州の制度において、加重事由の認定がなければ死刑を科すことをできなかったのだから、加重事由は機能的にみればより重い犯罪の構成要素にあたるという解釈を示し、したがって、この加重事由の認定を裁判官に行うことを許容している点でアリゾナ州の死刑の量定制度は第6修正に違反するとしたのである。

3 *Ring* においては、*Walton* のみが変わり、*Walton* が依拠した *Spa-*

6) *Apprendi* については、高山佳奈子・アメリカ法2001年1号270頁（2001年）、岩田太・ジュリスト1200号196頁（2001年）参照。

ziano 及び *Hildwin* については変更されなかった。そのため、フロリダ州の死刑の量刑制度が *Apprendi* 原則の下で有効であるのかはこれまで不明確なままにされており、本件ではこの点について判断が示された。フロリダ州の死刑の量刑制度は、アリゾナ州の制度とは異なり、裁判官が最終的に量刑を行う前に陪審による勧告的評決がなされることになっているため、この制度で果たされる陪審の役割をどのように評価するかで結論が分かれることになる。

本件法廷意見は、陪審は勧告的評決を行うが、具体的に加重事由の存在について認定することを求められていなかったこと、および、この勧告的評決は法的には裁判官を拘束するものではなかったことを理由として、陪審の勧告的評決は第6修正の要請を充たすものではないと判示した。

一方で、反対意見は、本件において、少なくとも一つの加重事由が合理的な疑いを容れない程度に証明されていると確信できなければ、陪審は死刑の勧告的評決を行えないと陪審説示がなされていたこと、及び、裁判官は陪審の評決とは異なる判断ができるが、裁判官は陪審の評決を尊重しなければならないとされており、過去15年間にわたって量刑裁判官が陪審の終身刑の勧告を変更して死刑の評決を行うことはなかったことを理由として、陪審が加重事由の存否に関する実際の判断者であり、したがって、フロリダ州の制度は *Apprendi* の要請を充たすとした。

陪審の勧告的評決が果たす機能について、陪審の勧告的評決が裁判官を拘束しているという実務上の運用をみれば、反対意見が指摘するように、陪審が加重事由の実質的な判断者であり、第6修正の要請を充たしているといえそうである。しかし、本件法廷意見は、このような実務上の運用ではなく、フロリダ州法が加重事由の存在の認定を最終的に誰に委ねているのかに着目して判断を下している。

このような判断がなされたのは、フロリダ州法の下では裁判官が陪審と異なる判断をすることが依然として許されていることに懸念を抱いていたためであると考えられる。本件において、量刑裁判官は、加重事由が認定できない限り、死刑を勧告できないという陪審説示を行っているが、フロ

リダ州法では、陪審が具体的にどの加重事由の認定をしたのか摘示するように求められていなかった。さらに、フロリダ州法の下で、陪審の勧告的評決を尊重しなければならないとされ、また、反対意見が指摘するように、実務上陪審の判断に裁判官が拘束されるとしても、加重事由の有無に関して最終的に判断を行うのはあくまで裁判官であり、法律上裁判官が陪審の判断とは異なる判断を行うことは可能であった⁷⁾。したがって、フロリダ州の死刑の量刑手続きは、死刑を科すために必要な加重事由の認定を陪審が行うことを手続き上担保するものではなかったといえることができる。法廷意見は、どのような実務上の慣行があろうとも、「制度上」陪審による認定を担保できない手続きは第6修正の要請を十分に充たすものではないという立場を示したといえることができるだろう。

では、なぜ合衆国最高裁判所はこのように厳格に陪審による認定を求めているのだろうか。このような立場を示した背景には、合衆国最高裁判所が市民と国家の間の緩衝材としての陪審の役割を重要視してきたことが関連すると考えられる⁸⁾。合衆国最高裁判所は、陪審裁判を受ける権利は、市民の生命や自由を奪う権限を政府官憲である裁判官に委ねることへのためらいが反映されたものであるとの見解を示しており⁹⁾、*Apprendi* 原則の文脈では、裁判官のみの判断によって重い刑が科されることを防止し、市民の自由を守るという意味での国家と市民の緩衝材としての陪審の役割が強調されてきた¹⁰⁾。このような陪審の歴史的役割からすると、事実上陪審

7) 実際に、フロリダ州裁判所が、陪審の終身刑の勧告的評決を退け、死刑を量刑した事例が過去多数みられたことが指摘されている。See, M. Mello, *The Jurisdiction to Do Justice: Florida's Jury Override and the State Constitution*, 18 Fla. St. U.L. Rev. 924, 924-925 (1991).

8) *Ring* も同様の考慮に基づくものであると指摘されている。椎橋・前掲注2), 425頁参照。

9) *Duncan v. Louisiana*, 391 U.S. 145, 156 (1968).

10) 歴史的にみれば、陪審の役割は政府による圧政を阻止することにあり、主に罪責の有無の認定手続きに関心を寄せるものであるように思われる (*Duncan v. Louisiana*, 391 U.S. 145, 155 (1968))。しかし、*Apprendi* 原則の文脈では、よ

が死刑量定を行っているというのでは足りず、制度的に陪審の認定によらなければならないとの判断になるのであろう。

4 以上述べてきたように、本件は、*Apprendi*, *Ring* の流れに沿い、陪審が勧告的評決を行うが最終的な量刑判断は裁判官に委ねられているフロリダ州の死刑の量刑制度を第6修正に違反すると判断した事例であった。本件の判断により、フロリダ州の立法府が死刑の量刑制度を改正するように迫られることになったが¹¹⁾、実務上はすでに陪審の判断が尊重されていたのであり、本判断により死刑の量刑の傾向が変化するなどの影響はほとんどないといえるように思われる。

り重い刑が科されることで自由の喪失が大きくなるのであるから、第6修正は有罪か否かだけでなく、刑期の長さにも関心を寄せるものであるとされ、第6修正の保護が拡張されてきた。See, *Apprendi v. New Jersey*, 530 U.S. 466, 483-485 (2000).

11) FLA. STAT. §921.141(2), (3) (2016). また、*Hurst* 後の各州の動向については、J. Wermer, *The Jury Requirement in Death Sentence After Hurst v. Florida*, 94 *Denv. L. Rev.* 385, 399-410 (2017) 参照。